

重 要**三光商店街ニュース (NO.40)**

新宿三光商店街振興組合 理事長 奥山 彰彦 印

平成 24 年 3 月 19 日

1 . 通り魔、暴行事件が起きました。

2 月下旬の明方前、閉店時のママが店頭で何者かに切りつけられる事件がありました。ケガはしませんでした。コートに三カ所ほど切りつけられた跡が残ったようです。

ゴールデン街には多くの人達が入り出しますが、中に紛れてタチの悪い事件(窃盗、置き引き、暴力事件、性暴行事件、無銭飲食事件等)を起こす人がいます。油断せず十分注意しましょう。

2 . 確定申告

毎年 3 月 15 日が税務申告の最終日ですが、期限後の申告も認められています。町内の営業者は全員申告義務がありますので、分からない方は各地区の相談所、税務署、簡単な相談は組合事務所でも応じています。

震災義援金を寄付された方は、寄附金控除となりますので、組合からの領収書を添付の上申告してください。

3 . 義援金総額が 100 万円目前です。

皆様から組合にお届けいただいた義援金の総額が現在 9 1 6 , 8 5 3 円 になりました。

寄付者内訳 (2012 年 3 月 1 日現在)

- ・三光商店街振興組合 85,724 円
- ・三光事業(地主)組合 30,000 円
- ・店舗 (店舗数 39 店舗) 725,598 円
- ・個人(人数 5 人) 75,531 円

今後も義援金受け付けを続けますので、さらなるご協力何とぞよろしくお願いいたします。

4 . 防災の心構えについて

今後 4 年間に首都直下型地震(震度 7)の発生する確率が 70%との深刻な予測が(東大地震研究所より)発表されました。

当商店街の大半は、築 60 年余の木造建築物です。直下型地震によるダメージは計り知れない所があります。

建物の崩落、火災の発生、ケガ人、避難路(この地区の避難所は御苑近くの「花園小学校」グラウンド、備蓄と緊急体制あり)、情報の混乱、大量の帰宅困難者、救急医療、消防への協力、...etc。実際に震災が発生した場合は様々の事象が起これると思われます。

今年初旬の新宿区の防災訓練に組合理事も参加しましたが、大切なのは皆様それぞれの日頃からの防災グッズ等の準備と、避難にあたってはケースバイケースの具体的な対応ができるよう周辺の観察、心構えを怠らないことではないでしょうか。

(うらへ)

5 . 花園ゴールデン街のネット PR ビデオ

花園ゴールデン街の紹介、インタビュー、フリーマーケットの様子などが紹介されています。

パソコンに「新宿 BIZ チャンネル」と入力するとご覧になれます。新宿区 HP からアクセスできます。

6 . 新ポータルサイト及び外国人向け情報

現在、外部複数社と有志の無償協力により、花園ゴールデン街の新たなポータルサイトと外国人向けの案内書作りを進行中です。

皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

7 . キャッチ行為について

路上の客引き行為は禁止されています。各方面、お客様からの訴えもありました。ステッカー掲示いたします。ご注意ください。

8 . 好評第二弾！粗大ごみの日。

予定日は4月11日(水)朝。申込みの内容等、詳しくは別紙にてお知らせ致します。

9 . ゴミ出し・店の前の清掃について

くり返しルールをお伝えしておりますが、朝のゴミ出しは収集車が出る5時45分まで。それ以降は絶対出さずに、自分の店内に保管し、夕方に出してください。

そして、店舗前の掃除はそれぞれ自ら行ってください。

10 . 総会の質問の解答事項

昨年年第43回総会で「防犯カメラ等の固定資産の取得価額が小さいのはどうしてか？」という質問がありましたので、お答えします。行政からの補助金等を受けて設置した資産がある場合には「圧縮記帳」という方法で処理しています。そのため、実際の取得価額から給付された金額を控除した金額（つまり自己負担額）が、取得価額となります。例えば、建物附帯設備（防犯カメラ）の場合には、1,449,000円（取得に要した金額）から966,000円（補助金）を控除した金額が、483,000円+1円（取得価額）となっております。

（注）会社など法人組織の決算報告では複式簿記の原則により作成された損益計算書貸借対照表の公表が義務付けられています。当組合でも総会資料の作成の際には、その基準に則して適正に報告がなされています。

以上